

## ○不祥事案の更なる発生の防止について

〔 令和3年12月24日 3林国管第175号  
林野庁国有林野部長より各森林管理局長あて 〕

国有林野事業における法令遵守、綱紀の保持については、これまでも職員に徹底を図るよう継続的に指導しているところである。

しかしながら、令和2年7月25日に林野庁関東森林管理局の元職員が大井川治山センターに在籍時の職務に関する収賄の容疑により逮捕、8月14日に横浜地方裁判所に起訴され、令和3年1月28日に収賄罪により有罪となる事案が発生した。

また、令和3年1月9日に林野庁関東森林管理局の職員が東京神奈川森林管理署に在籍時の職務に関する収賄の容疑により逮捕、1月29日に静岡地方裁判所に起訴され、令和3年6月18日に収賄罪により有罪となる事案が発生した。

これらの不祥事については、外部有識者による特別委員会を立ち上げて、同委員会において、事案が発生した原因の究明及び再発防止策の検討が行われ、今般、報告書がとりまとめられたところである。

当該報告書を踏まえ、以下の再発防止策を進めることとするので、各森林管理局においては、速やかに取り組むようお願いする。

### 1 全国における組織的・系統的な不祥事再発防止の推進

#### (1) 森林管理局発注者綱紀保持取組指針の策定等を通じたPDCAサイクルによる取組の導入

今後、同様な不祥事は絶対に発生させないとの強い意思の下、森林管理局長が先頭に立って、局発注者綱紀保持委員会において、公務員倫理、発注者綱紀保持に組織全体で取り組む姿勢を明確化する局発注者綱紀保持取組指針の整備を新たに行う。

これにより、対策の効果的実施とマンネリ化防止のため、PDCAサイクルによる取組を導入し、局取組指針を踏まえた推進計画の策定、実行、職員への定着状況に係る局発注者綱紀保持委員会による点検を踏まえ、次年度の計画・実行に反映させる。

#### (2) 森林管理署長等の取組について局発注者綱紀保持委員会のチェック体制の強化

署長等の自覚を促しリーダーシップのある取組を促進していくとともに、危機意識を継続させるため、新たに、毎年度、局発注者綱紀保持委員会において、全ての署長等から署等における公務員倫理及び発注者綱紀保持、適正かつ円滑な事業実行に向けた取組状況等についてヒアリングを実施する。

### 2 公務員倫理、発注者綱紀保持の再徹底・強化

#### (1) 職員研修等の改善・徹底

ア 公務員倫理、発注者綱紀保持等に係る職員への指導や事業の適正かつ円滑な実行等に関して全ての責任を担う署長等の責務について、新任署長等に対する研修や署長等会議において、再徹底を図る。

また、発注事務に関わる職員が参加する全ての研修において、公務員倫理、発注者綱紀保持の時間を設ける。

イ 研修内容について、管理監督者向けにはその責務に関する内容を盛り込むとともに、職員が我が事として捉えられるよう、具体的事例を用いて、贈収賄や官製談合が発覚しないことはあり得ないこと、収賄や官製談合に関与した場合は、厳正な刑事罰、懲戒処分、損害賠償請求の対象となり、本人や家族が生活基盤を失い悲惨な状況になること、事業者やOBだけでなく職場の上司・同僚も含む第三者からの不当な働きかけがあった場合の報告は職員に課せられた義務であること、上司からの指示により不祥事に関与した場合も懲戒処分等の対象となること等を盛り込み、全ての職員に周知徹底を図る。

ウ 研修方法についても、職員が我が事として考えられるよう、また、マンネリ化を防ぐため、事例を題材としたグループディスカッション、国家公務員倫理審査会等が作成する公務員倫理や発注者綱紀保持に係る様々な動画の聴講、公正取引委員会等の外部講師による講習を積極的に導入する。

エ 農林水産省職員倫理啓発週間や国家公務員倫理月間などに集中取組期間を設け、局、署等において講習会等を実施する。

オ 局幹部が署等に出向いて、講習やグループディスカッションを行うコンプライアンスキャラバンに新たに取り組む。

## (2) 利害関係者との接触ルールの厳格な遵守

ア 利害関係者と自らの費用負担等により飲食をする場合において、その負担する金額に関わらず、あらかじめ場所や参加者、会費等の会の概要を所属の長に申し出る自主的ルールを継続して徹底する。

イ 局、署等における事業者の執務室への入室規制の表示、応接スペースの配置の再点検を行うほか、事業者に対する複数職員での対応を徹底する。

## (3) 事業者への周知徹底

事業者との適正な関係を維持していくため、事業者からの飲食接待等は禁止されているなどの公務員倫理や発注者綱紀保持のルールに加えて、賄賂の供与などに対しては、刑事罰、指名停止等の厳格な措置が行われることなど、事業者も我が事として受け止められる周知徹底用の資料を作成するほか、分かりやすいリーフレットも用いながら、署等において、事業の契約時に署長等から毎回、また、事業者が参加する各種会議等を活用して、事業者周知を繰り返し徹底する。

## (4) 職員アンケートによる類似事案の発生防止

職員に対し発注者綱紀保持等の定着を図るとともに、類似の不適正事案の芽を摘むため、局署等の全職員を対象とした発注者綱紀保持に係る職員アンケートについて、監督・検査に関する不適切な運用の有無、内部通報制度等に対する認識度合いを調査項目に追加して実施する。

## 3 内部通報制度等の周知徹底

内部通報制度、農林水産省発注者綱紀保持規程に基づく第三者から不当な働きかけがあった際の報告義務について、発注者綱紀保持の研修内容に盛り込むほか、新たに職員

周知用のリーフレットを作成し、職員への周知を徹底する。内部通報制度の運用に当たっては、組織全体で通報・相談に関する秘密を厳守するとともに、通報者の保護を徹底する。

また、内部通報や発注者綱紀保持担当者への報告に至るような案件を未然に防止するため、プライベートに関することは対応に限界はあるものの、職員が抱えるトラブルや悩みなどに関して、上司・同僚への相談が気軽にできるよう、明るく風通しの良い職場づくりに努める。

#### 4 監督・検査業務や設計変更、契約変更の適正な実施

##### (1) 監督・検査業務に係る研修の徹底

適正な監督・検査業務の履行や設計変更、繰越や遅延損害金の手続等に関する資料を新たに作成し、全局において事業に関わる担当者に対する研修を実施する。

##### (2) 適切な監督・検査体制の確保

ア 工事等の進捗に係る情報の共有を図るため、監督職員から工事等の進捗状況を署長等へ定期的に報告する仕組みを新たに導入する。

また、検査の実施状況の共有を図るため、実地検査後速やかに検査職員からデジタル画像等をメールで署長等へ送付する仕組みを新たに導入する。

イ 変更契約の設計書において、決裁者が、数量、単価、金額の増減を確認しやすい様式を新たに導入する。

ウ 牽制機能が働きにくい小規模組織が発注する工事等について、局又は近隣署による検査を導入する。

また、署等における検査職員の任命に当たっては、監督職員との兼務禁止に加え、新たに、工事等の施工管理等に携わる職員が所属するグループに属する職員等以外の職員を任命することとする。

##### (3) 監督・検査業務に係る点検・監査の強化

ア 各局において、全署等を対象として、令和3年度は治山工事を重点に、令和4年度は林道工事を重点に、巡回点検を実施する。点検に当たっては発注事務全般を網羅し、監督・検査業務を重点的に実施する。点検の結果、不適正な事務処理が確認された署等については、当該年度の全ての治山工事又は林道工事を対象に監査を実施する。

イ 令和5年度以降の巡回点検は、全署等を2年間で一巡する頻度以上の頻度で実施するとともに、緊張感のある点検とするため、チェック項目を固定化しないほか、点検の結果、不適正な事務処理が確認された署等を対象に、項目を絞って重点的に監査を実施する。

#### 5 人事ローテーションの徹底

事業者とのなれあい防止のために、職員が長期間にわたり同一ポストに従事することがないように、3年以内を基本とする人事サイクルを徹底する。

会計機関としての権限を有する署長等に任用する際には、その適格性を厳正に評価するとともに、広域間での異動を基本とする。

## 6 再発防止策の取組状況に関する監査の実施

当面の間、本再発防止策の取組状況、実効性の検証を行う監査を本庁と局が連携して実施し、監査結果を林野庁直轄事業契約監視等委員会に報告するとともに、各局の発注者綱紀保持委員会にフィードバックすることにより、再発防止策の実効性の確保を図る。

また、当該監査の終了に当たっては、本再発防止策の持続性の確保を図るため、3～5年程度後に、あらためて本再発防止策の取組状況等の監査を実施することを検討する。

## 7 その他従来の方策の継続

1から6までに掲げる方策のほか、引き続き、以下の方策に取り組む。

### (1) 人事評価の組織目標へのサービス規律に関する目標の設定

人事評価の組織目標にサービス規律に関する目標を設け、個々の職員の面談の際に確認できる体制とする。

### (2) 情報漏洩等が起こる隙のないシステムの構築

ア 入札等に関し、特定の事業者に対応が偏らないよう、個々の発注案件に関する事業者からの質問に関しては、書面によるもののみを受け付けるとともに、寄せられた質問と回答についてはホームページで公開することを徹底する。また、入札関係の情報提供について国の他の組織と同レベルになるよう対応する。

イ 内部牽制確保の一環として、予定価格の積算と決定の決裁を分離し、予定価格の決定は、署等にあつては総括事務管理官と署長等、局にあつては経理課長と局長のみで行うなど、決裁者を限定する。

ウ 積算資料等については、パスワード設定によりアクセス制限をかけるなど、利用を限られた者に限定する。

エ 未公表の予算額等の情報管理については、情報セキュリティ対策関係通知に基づく取扱いを徹底する。

### (3) 競争の確保

入札参加資格要件の緩和について、常に各地域における実態等を踏まえ、所定の品質とともに競争性等が確保されるよう継続的な取組を行う。

### (4) OBに関する措置

事業者等への再就職者(OB)については、国家公務員法に基づき、退職後においても働きかけへの規制を受けること等について周知する。